

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事等に係る規定の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）実施要綱の一部改正

（1）主な改正内容

入札参加資格確認申請書について、従来は電子入札への参加手続きで全者に提出を求めていましたが、落札候補者のみが事後審査時に提出することとします。

（2）施行年月日

令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告するものについて適用します。

2. 赤磐市建設コンサルタント業務等、物品購入及び役務提供業務に係る一般競争入札（条件付）試行実施要綱の全部改正

（1）主な改正内容

建設コンサルタント業務等、物品購入及び役務提供業務の一般競争入札（条件付）について、入札参加資格を事後審査方式とします。

（2）施行年月日

令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告するものについて適用します。

3. 赤磐市一般競争入札（条件付）事務取扱要領の一部改正及び「赤磐市建設コンサルタント業務等、物品購入及び役務提供業務に係る一般競争入札（条件付）事務取扱要領」の制定について

（1）主な改正内容

「赤磐市一般競争入札（条件付）事務取扱要領」を「赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）事務取扱要領」に改正し、また、新たに「赤磐市建設コンサルタント業務等、物品購入及び役務提供業務に係る一般競争入札（条件付）事務取扱要領」を制定しました。

（2）施行年月日

令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告するものについて適用します。

4. その他

「赤磐市建設工事等電子入札実施要綱」及び「赤磐市建設工事等電子入札立会要領」について、建設コンサルタント業務等を電子入札で実施することに伴い、様式を改正しました。